

特定健康診査等実施計画
(第3期)

フタバ産業健康保険組合

平成30年4月

目次

I. 計画策定にあたって	2
背景及び趣旨	
当健保組合の現状	
当健保組合の現状	
特定健康診査等の基本的考え方	
特定保健指導の基本的考え方	
事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係	
II. 達成目標	2
特定健康診査の実施に係る目標	
特定保健指導の実施に係る目標	
特定健康診査等の実施の成果に係る目標	
特定健康診査等の対象者数	
III. 特定健康診査等の実施方法	3
実施項目	
実施時期	
委託の有無	
受診等の案内方法	
健診データの受領方法	
特定保健指導対象者の選出の方法	
IV. 個人情報の保護	4
V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知	4
VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	4

I. 計画策定にあたって

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが義務付けられました。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、平成25年度以降の5年間を第二期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健康保険組合の平成24年度の事業所は愛知県を中心に、佐賀県、岩手県にその所在地は分布している。被保険者及び被扶養者の多くは愛知県、佐賀県、岩手県に居住している状況にある。

当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢が35.5歳であるが、特定健診・特定保健指導の対象となる40歳以上の被保険者の9割強は男性、同じく被扶養者の大部分は女性である。

現在、当健康保険組合は生産拠点のある地域の医療機関と契約しており、事業主の生活習慣病健診および被扶養者の人間ドックならびに婦人健診に利用されている。

特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が行う被保険者の定期健康診断について、当健康保険組合は特定健診項目にあたるデータを事業主から受領する。また、特定保健指導については、当健康保険組合が主体となって事業主と共同で行うこととする。

II. 達成目標

特定健康診査の実施に係る目標

平成36年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	国の参酌標準
特定健康診査	70	75	80	85	90	90

特定保健指導の実施に係る目標

平成34年度における特定保健指導の実施率を60%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	国の参酌標準
特定健康診査	20	30	40	50	60	60

特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成34年度において、平成30年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を8%以上とする。

特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
対象者（人）	2,805	2,905	3,005	3,105	3,200
目標実施率（％）	80	82	84	86	88
目標実施者（人）	2,244	2,382	2,524	2,670	2,816

(2) 特定保健指導の対象者数

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
対象者（人）	270	291	301	311	320
目標実施率（％）	20	30	40	50	60
目標実施者（人）	54	87	120	156	192

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

実施時期

実施時期は、通年とする。

委託の有無

(1) 特定健診

被保険者については、事業主が行う定期健康診断の中で実施するか、希望者は当健康保険組合が契約する医療機関での人間ドックを受診する。被扶養者および任意継続被保険者については、当健康保険組合が契約する医療機関での人間ドックまたは、代表医療保険者を通じた健診機関の

全国組織との集合契約による受診および、外部委託による巡回検診により受診する。

(2) 特定保健指導

当健康保険組合が契約する医療機関および特定保健指導事業者に委託する。

受診等の案内方法

(1) 特定健康診査

被保険者については、事業主が行う定期健康診断の中で実施する。

被扶養者および任意継続被保険者については、当健康保険組合が委託する事業者から被扶養者宛に登録住所に案内が郵送される。被扶養者は案内に従い、申込書の提出、インターネットまたは電話で予約をする。受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合、その費用は個人負担とする。

(2) 特定保健指導

被保険者については、就業上の配慮等の指導を受けやすい環境を整えるために、事業主から対象者宛に連絡する。被扶養者については、医療機関および特定保健指導事業者から対象者宛に連絡する。

健診データの受領方法

特定健診のデータは、事業主から直接、また契約健診機関からは直接または集合契約の場合は代行機関を通じ電子データを随時受領し、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は、5年とする。

特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、生活習慣病予防効果が多く期待できると思われる層（比較的年齢の若い層、指導を希望する者など）、保健指導の必要性の高い層（質問票の回答により、生活習慣改善の必要性が高いと認められる者、前年度保健指導を受けなかった者など）を優先することとする。

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、フタバ産業健康保険組合「個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は「個人情報保護管理規程」の個人情報取扱責任者とする。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合の掲示板に掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。